

【提案基準 10】

幅員 1.8 m以上の公共の用に供する道を含む通路に接する敷地内の農林漁業用倉庫の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、判断基準第3第3号に規定する通路に接する敷地内の農林漁業用倉庫の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2 この基準は、道路に接続する通路であって次の各号のいずれかに該当するもの(道路に至るまでの最小幅員が1.8 m以上のものに限る。)に2 m以上接する敷地内の建築物について適用する

- 1 市管理道
- 2 前号以外の公共の用に供する道又は公共の用に供する道及び私有地によって幅員が構成されている通路で、平成11年5月1日時点において既に建築物の立ち並びがあるもの
- 3 第1号及び前号の区間が連続するもの

(用途・規模・構造)

第3 許可に係る建築物は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

- 1 建築物の用途は、居室を有しない農林漁業用倉庫(必要な進入路等が確保されている30 m²以下の車庫が附属するものを含む。)であること。
- 2 延べ面積は、100 m²以下であること。
- 3 建築物の高さが1.0 m以下、軒の高さが7 m未満で、かつ、地階を除く階数が2以下であること。
- 4 敷地面積は300 m²を超えないこと。ただし、従前の敷地内における建築で既存建築物と同一用途の建築である場合を除く。
- 5 その敷地が接する通路を「道路」と読み替えたときに建築基準関係規定に適合すること。

(適用要件)

第4 許可に係る建築物から道路に至るまでの通路等は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

- 1 その敷地が接する通路を確保することについて通路の所有者等の合意があること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
昭和45年6月20日時点において既に建築物の立ち並びがある通路
通路に含まれる公共の用に供する道の幅員が1.8 m以上のもの
- 2 通路を経由して道路と敷地が有効に接続されており、通行、避難及び消防活動上支障がなく、安全が確保されていること。
- 3 建築物の屋外への出口から、当該通路への避難通路が確保されていること。

(通路の整備)

第5 敷地前面の通路部分は、法第42条第2項の道路と同等の後退整備を行うこと。

【一括同意基準 10】

第1 許可申請時において提案基準10に該当し、かつ、同基準第5について次の各号のいずれかに該当するものは、建築審査会の同意を得たものとして取扱う。

- 1 後退部分については、通路に準じた整備をし、後退線が側溝等により明確にされていること。
- 2 後退部分が市によって管理される場合、建築物の工事完了までに市への移管が行われる旨の協定、覚書等が交わされていること。

